

石綿検査を  
受けている方（国鉄・JRのOB）への朗報です！

「健康管理手帳」を取得すれば、  
退職後も、年2回の無料受診が可能です！

## ◆JR総連・JR東海労の取り組みで健康診断が勤務扱いに！ 大きな成果は、あきらめないこと！

今年の医学適正検査を含む定期健康診断から健康診断が勤務扱いとなりました。さらに石綿に関する秋の特殊健康診断を受ける社員についても勤務扱いとなりました。これらの会社の対応は、私たちの労働組合が会社に申し入れ、たしろかおると共に厚生労働省をはじめとした省庁交渉をあきらめることなく取り組んだ結果によって実現しました。

しかしながら、現役で石綿に関する特殊健康診断を受診している社員は約1,500名いますが、ほとんどの方が退職と同時にその受診資格を放棄してしまっている実態が明らかになりました。その理由は、手続きにかかる個人負担と煩わしさが、健康管理という大切な目的をないがしろにされていることも分かりました。

国の制度として該当者への丁寧な説明、対応をするべきである事業者（会社）が退職の手続きと一緒に本人任せにしている会社の対応には問題があります。東海労本部は、そうした社員への負担を軽くするために会社が責任持って手続きするように申し入れました。しかし、会社は「そのような考えはない」という誠意のない回答でありました。

このような会社の姿勢については、引き続き粘り強く申し入れと議論を追求していく課題があります。私たちは、多くの先輩の意見を聞いたり、調査をした結果、退職時に特殊健康診断の資格を放棄してしまった方や、石綿の特殊健康診断に関する情報を知ったOBの先輩方々にも今からでも受診出来る制度があることが明らかになりました。

これまで、国鉄で従事していた方が石綿に関する健康管理や石綿を起因とした業務災害が発生した場合、国鉄改革に伴い発足した旧国鉄清算事業団が平成10年に解散し、旧日本鉄道建設公団がその業務を引継ぎ、その後、特殊法人改革によって平成15年から独立行政法人である鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発足して、旧国鉄の土地活用、資産処分、石綿対策、共済組合、広報などの業務を行い、石綿に関する対応はこうした業務のひとつとして行われています。

石綿に関する「健康管理手帳」の交付については、平成8年に開始され平成19年に交付用件を拡大しました。また労働安全衛生法施行令等の改正によって、石綿業務に従事した離職者を対象とする「健康管理手帳」の交付対象業務が平成21年4月からさらに拡大されています。

石綿に関する健康診断を受けるためには、退職前、退職後に「健康管理手帳」を交付を受ける必要があります。交付されると指定された（最寄りの）医療機関で決まった時期に健康診断を6ヶ月に1回、（年2回）無料で受診することが出来ます（交通費も支給）。退

職前の「健康管理手帳」の申請手続きは、一旦、会社へ提出した書類（従事歴証明書）の返却を受け、社員自身が返却された資料を持って労働局へ交付手続きをすることになります。このように退職の諸々の総務関係の手続きと一緒に申請することになり、前述したように忙しい中の手続きとなっています。

## ◆ 肺がん、中皮腫等の健康被害は、石綿との因果関係が強く指摘されています！

石綿による健康被害と言われている中皮腫の患者は年々増え続けています。厚生労働省（HPなど）によると、1960年代の石綿輸入量の増加した時期に潜伏期間（平均約40年）を加えた時期にあたる最近において急増してきています。石綿にさらされる作業に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあり、特に中皮腫については、石綿との因果関係が強く指摘されています。

また、これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、肺がん（原発性）で15～40年、中皮腫で20～50年との特徴があり、2005年に中皮腫での死亡者数は911名で、1995年のデータの倍近くになっています。

一方、石綿にさらされる業務による肺がん、中皮腫として労災補償を受けている方々も1990年代から増えており、2004年度には186名（肺がん58名、中皮腫128名）、2005年度は715名（肺がん213名、中皮腫502名）、2006年度は1,783名（肺がん783名、中皮腫1,000名）、2007年度は1,496名（肺がん501名、中皮腫995名）となっています。

## ◆ 万が一、健康被害を受けると「労災保険」「救済給付」の保証があります！

仮に仕事が原因で石綿の健康被害を受けた方には、「労災保険」による給付「労働者災害補償保険制度（労災保険制度）」による補償を受けることができます。労災保険は、仕事が原因となって生じた負傷や疾病、障害、死亡を被った労働者やその遺族に対して保険給付がされる制度です（労災保険の給付を受けるには、その病気が、仕事が原因で発症したものであると、労働基準監督署長から認定を受けることが必要）。

○労災保険による給付

療養補償給付：療養の給付（無償で治療を受けられること）または医療機関で負担した医療費を支給

休業補償給付：傷病の療養のため、労働することができず賃金を受けられないときの給付

傷病補償年金：療養開始後1年6か月経っても傷病が治らず、障害の程度が障害等級（1級～3級）に該当するときに支給

障害補償給付：傷病が治って身体障害が残ったときに、障害の程度に応じて年金（障害等級1級～7級）または一時金（障害等級8級～14級）を支給

介護補償給付：傷病年金または障害年金の対象となる障害により、介護を受けている場合に支給

遺族補償給付および葬祭料：労働者が死亡したときに支給

○「労災保険の給付を受けられない」家族や近隣住民に対しても給付金があります。

平成18年3月に「石綿健康被害救済法」が施行され、「石綿健康被害救済制度」によって労災保険の対象にならない方のうち、中皮腫や肺がんなど指定疾病療養中の

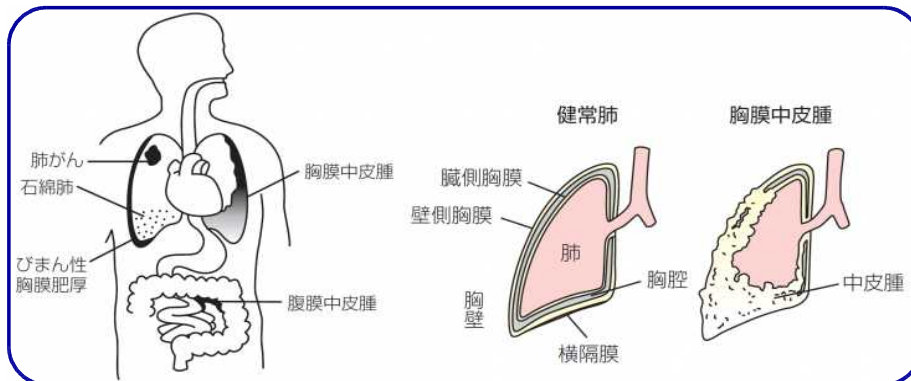
方への医療費や、その遺族への遺族給付を支給する以下の「救済給付」などが受けられます。

・医療費・療養手当・葬祭料・救済給付調整金・特別遺族弔慰金・特別葬祭料

## ◆肺がん発生の最大の要因は喫煙！

### 綿と喫煙の両方で喫煙しない人の50倍！

肺がん発生の最大の要因は喫煙であり、石綿と喫煙の両方のばく露を受けると、肺がんの危険性はさらに高くなります。喫煙しない人の肺がんの危険性を1とすると、喫煙者は10倍、石綿ばく露者は5倍、喫煙をする石綿ばく露者は約50倍とする報告があります。肺がん発生の危険性を減らすためには、是非とも禁煙をお勧めします。



「石綿によって起こる主な疾患と部位」

## ◆関係資料の提出で「健康管理手帳」が取得出来ます！

退職前に手続きできなかった方の退職後の申請については、最寄りの労働基準監督署、労働局で申請資料を入手することが可能です。その申請に必要な資料は、

- ①「健康管理手帳交付申請書」 ・ ・ 労働安全衛生規則第53条による所轄労働局長宛の申請書
- ②「従事歴申告書」 ・ ・ 石綿に関する部品や製造に関係した業務に従事した職場と業務の申告書
- ③「従事歴証明書」 ・ ・ ②の申告と、従事させていた事業所（JR、旧国鉄）の証明
- ④「個人情報提供に対する同意書」 ・ ・ JRに③の証明を受けるための同意書

**\* 在職した期間の長さが、JRと国鉄時代のどちらが長かったかわからない方は、②、③、④と同時に⑤「履歴証明願」 ⑥「国鉄在職時における職務内容自認書」が必要です。**

退職前にJRより国鉄に所属していた期間が長い方は、独立行政法人/鉄道建設・運輸施設整備支援機構/国鉄清算事業管理部長宛てへの申請となります。JRの期間が長い方はJRへの申請となりますが、その申請窓口は、関西支社人事課（連絡先などの詳細は地本へお問い合わせ下さい）です。